

2021年10月29日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

モルガン・スタンレー・
インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 清水 寛之

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則

第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2021年8月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年間における資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

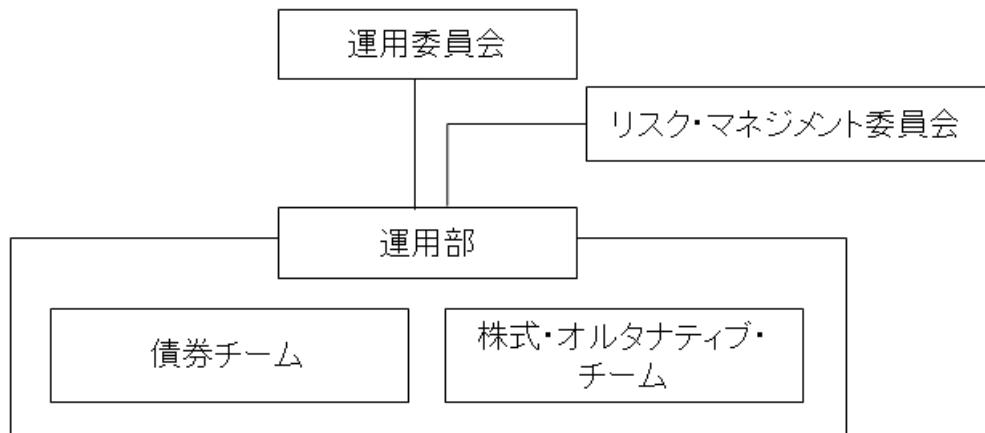
委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として代表取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

②投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部は2つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券チーム	: 債券
株式・オルタナティブ・チーム	: 外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ およびプライベート・エクイティ等

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、多くの場合、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジメント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は2021年8月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	33	480,778,707,768
単位型株式投資信託	3	19,343,548,507
合計	36	500,122,256,275

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（2007年内閣府令第52号）」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1977年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2020年1月1日至2020年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）に係る中間会計期間（自2021年1月1日至2021年6月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第 26 期 2019年12月31日		第 27 期 2020年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
資産の部				
I 流動資産				
預金		3,837,377		4,284,609
前払費用		28,956		30,057
未収委託者報酬		366,363		433,719
未収運用受託報酬		671,303		880,331
未収投資助言報酬		1,039,074		1,259,718
未収受益		63,420		39,148
立替金		105		105
流動資産計		6,006,601		6,927,690
II 固定資産				
有形固定資産				
器具備品	3,340	3,340	3,340	3,340
投資その他の資産				
長期前払費用	766	98,102	566	82,530
繰延税金資産	97,319		81,963	
デリバティブ資産	※ 2	16	-	
固定資産計		101,442		85,870
資産合計		6,108,044		7,013,560
負債の部				
I 流動負債				
預り金		184		729
未払金		195,576		431,449
未払償還金	6,126		6,126	
未払手数料	14,475		12,973	
その他未払金	174,974		412,348	
未払費用	※ 1	1,337,896		1,426,384
一年内返済予定の関係会社長期借入金	※ 1	350,000		-
未払法人税等		118,074		82,952
前受収益		9,824		11,635
流動負債計		2,011,556		1,953,150
II 固定負債				
関係会社長期借入金	※ 1	-		40,009
親会社株式報酬引当金		1,203		-
繰延報酬引当金		5,265		-
退職給付引当金		229		231
固定負債計		6,699		40,241
負債合計		2,018,255		1,993,392

科目	第 26 期 2019年12月31日		第 27 期 2020年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
純資産の部				
I 株主資本				
資本金		990,000		990,000
資本剰余金				
資本準備金	765,000		765,000	
資本剰余金合計		765,000		765,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	2,334,788		3,265,168	
利益剰余金合計		2,334,788		3,265,168
株主資本計		4,089,788		5,020,168
純資産合計		4,089,788		5,020,168
負債・純資産合計		6,108,044		7,013,560

(2) 【損益計算書】

科目	第 26 期 自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日		第 27 期 自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日	
	内 訳(千円)	金額(千円)	内 訳(千円)	金額(千円)
I 営業収益				
委託者報酬		1, 181, 503		1, 463, 625
運用受託報酬		2, 145, 590		2, 910, 873
投資助言報酬		3, 394, 690		4, 122, 273
その他営業収益		179, 554		191, 567
営業収益計		6, 901, 338		8, 688, 338
II 営業費用				
支払手数料		94, 603		105, 246
広告宣伝費		12, 088		80, 000
調査費		122, 025		100, 067
調査費		62, 631		45, 269
委託調査費		59, 393		54, 798
委託計算費		121, 268		125, 965
営業雑経費		2, 639, 674		4, 134, 846
通信費		-		56
印刷費		10, 427		9, 026
諸会費		14, 815		15, 185
その他	※ 1	2, 614, 431		4, 110, 578
営業費用計		2, 989, 660		4, 546, 127
III 一般管理費				
人件費	※ 4	2, 074, 046		1, 930, 415
交際費		937		603
旅費交通費		57, 470		23, 536
租税公課		52, 305		49, 872
不動産賃借料		318, 135		310, 481
器具備品費		134, 333		146, 713
事務委託費		92, 064		99, 770
諸経費		252, 097		216, 656
一般管理費計		2, 981, 391		2, 778, 050
営業利益		930, 286		1, 364, 161
IV 営業外収益				
受取利息		111		31
為替差益		2, 941		-
デリバティブ等利益	※ 2	7, 496		20
雑益		263		-
営業外収益計		10, 813		52
V 営業外費用				
支払利息	※ 5	3, 393		3, 390
為替差損		-		6, 540
雑損		-		1
営業外費用計		3, 393		9, 932
経常利益		937, 706		1, 354, 281
税引前当期純利益		937, 706		1, 354, 281
法人税、住民税及び事業税		384, 979	408, 545	
法人税等調整額		△15, 612	15, 356	423, 902
当期純利益		568, 339		930, 379

(3) 【株主資本等変動計算書】

第26期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	990,000	765,000	765,000	1,766,448	1,766,448	3,521,448	
当期変動額							
当期純利益				568,339	568,339	568,339	
当期変動額合計	-	-	-	568,339	568,339	568,339	
当期末残高	990,000	765,000	765,000	2,334,788	2,334,788	4,089,788	

第27期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	990,000	765,000	765,000	2,334,788	2,334,788	4,089,788	
当期変動額							
当期純利益				930,379	930,379	930,379	
当期変動額合計	-	-	-	930,379	930,379	930,379	
当期末残高	990,000	765,000	765,000	3,265,168	3,265,168	5,020,168	

(重要な会計方針)

	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>5. その他財務表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>デリバティブ時価法</p> <p>有形固定資産 定額法を採用しております。なお、当事業年度においては、減価償却資産は保有しておりません。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しております。</p> <p>(3) 親会社株式報酬引当金 親会社株式報酬の支払いに備えるため、親会社株式報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。</p> <p>(4) 繰延報酬引当金 繰延報酬の支払いに備えるため、繰延報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。</p> <p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。</p> <p>(2) 連結納税制度 当社はモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。</p> <p>(3) 重要な収益及び費用の計上基準 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）を適用しております。</p> <p>委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。</p> <p>運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断されたときに計上します。</p> <p>投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(表示の変更)

第 26 期 2019年12月31日	第 27 期 2020年12月31日
「税効果会計に係る会計基準の一部改正」の適用 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」72,692千円は、「投資その他の資産」の81,706千円に含めて表示しております。	該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

第 26 期 2019年12月31日	第 27 期 2020年12月31日
<p>1. 時価の算定に関する会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日） <p>① 概要</p> <p>国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております(IFASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。</p> <p>② 適用予定日 2022年12月期の期首より適用予定であります。</p> <p>③ 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。</p>	<p>1. 時価の算定に関する会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日） <p>① 概要</p> <p>国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております(IFASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。</p> <p>② 適用予定日 2022年12月期の期首より適用予定であります。</p> <p>③ 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。</p> <p>2. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第24号 2020年3月31日） <p>① 概要</p> <p>特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合に採用した会計処理の原則及び手続の概要の開示を求め、重要な会計方針に関する注記について、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐ一方、「未適用の会計基準等に関する注記」に関する定めの記載箇所を変更し、専ら表示及び注記事項を定めた会計基準等に対しても「未適用の会計基準等に関する注記」を行う場合の取扱いを明確化しております。</p> <p>② 適用予定日</p>

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

3. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）

① 概要

顧客との契約から生じる収益の額、契約資産と顧客との契約から生じた債権および契約負債の表示方法を明確化する一方、IFRS第15号と同様の注記事項、および重要な会計方針の開示を求めております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、当財務諸表作成時点での評価中であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）

① 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、当該内容を表す項目名、当年度の財務諸表に計上した金額および財務諸表利用者の理解に資するその他の情報を開示することを求めております。

② 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 26 期 2019年12月31日	第 27 期 2020年12月31日								
<p>※ 1. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">未払費用</td><td style="width: 50%;">292, 892千円</td></tr> <tr> <td>一年内返済予定の関係会社長期借入金</td><td>350, 000千円</td></tr> </table>	未払費用	292, 892千円	一年内返済予定の関係会社長期借入金	350, 000千円	<p>※ 1. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">未払費用</td><td style="width: 50%;">327, 608千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期借入金</td><td>40, 009千円</td></tr> </table>	未払費用	327, 608千円	関係会社長期借入金	40, 009千円
未払費用	292, 892千円								
一年内返済予定の関係会社長期借入金	350, 000千円								
未払費用	327, 608千円								
関係会社長期借入金	40, 009千円								
<p>※ 2. デリバティブ資産は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社からヘッジ損益および手数料の配賦を受けたものです。</p>	<p>※ 2. 該当事項はありません。</p>								

(損益計算書関係)

第 26 期 2019年12月31日	第 27 期 2020年12月31日												
<p>※ 1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は2, 703, 475千円です。</p> <p>※ 2. 営業外収益及び営業外費用のうち、デリバティブ等利益またはデリバティブ等損失は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益および手数料の配賦です。</p> <p>※ 3. 2018年1月1日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。雇用会社の変更による当社の損益への影響はありません。</p> <p>※ 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1, 746, 811千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">従業員給料・報酬相当額</td><td style="width: 50%;">1, 516, 908 千円</td></tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td><td>81, 136</td></tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td><td>148, 765</td></tr> </table> <p>※ 5. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は3, 393千円です。</p>	従業員給料・報酬相当額	1, 516, 908 千円	福利厚生費相当額	81, 136	退職金・退職給付費用相当額	148, 765	<p>※ 1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルagan・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は4, 110, 578千円です。</p> <p>※ 2. 同左</p> <p>※ 3. 同左</p> <p>※ 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1, 575, 131千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">従業員給料・報酬相当額</td><td style="width: 50%;">1, 379, 724 千円</td></tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td><td>53, 635</td></tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td><td>141, 770</td></tr> </table> <p>※ 5. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は3, 390千円です。</p>	従業員給料・報酬相当額	1, 379, 724 千円	福利厚生費相当額	53, 635	退職金・退職給付費用相当額	141, 770
従業員給料・報酬相当額	1, 516, 908 千円												
福利厚生費相当額	81, 136												
退職金・退職給付費用相当額	148, 765												
従業員給料・報酬相当額	1, 379, 724 千円												
福利厚生費相当額	53, 635												
退職金・退職給付費用相当額	141, 770												

(株主資本等変動計算書関係)

第 26 期
自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	—	—	4,502

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第 27 期
自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	—	—	4,502

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達は親会社と行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、ファンドからの委託者報酬の未収分であり、ファンドの資産は信託銀行にて管理されております。未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は投資顧問報酬で、顧客の信用リスクは社内管理規定に従いリスク軽減を図っております。未収収益は主に関連会社に対するものです。立替金は当社が運用するファンドの償還に伴い、当社が一時的に立て替えた額です。デリバティブ取引は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップを行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益及び手数料の配賦です。未払金は主に未払消費税です。未払費用は主に関連会社に対するものです。一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金を除き、資産および負債はすべて短期間で決済されます。また、未収収益および未払費用にともなう為替リスクは、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

① 信用リスクの管理

当社は、社内管理規定に従い、新規顧客にともなう信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、海外の関連会社との外貨建ての債権債務にともなう為替リスクに対して、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	3,837,377	3,837,377	—
(2) 未収委託者報酬	366,363	366,363	—
(3) 未収運用受託報酬	671,303	671,303	—
(4) 未収投資助言報酬	1,039,074	1,039,074	—
(5) 未収収益	63,420	63,420	—
(6) 立替金	105	105	—
資 产 計	5,977,644	5,977,644	—
(1) 未払金	195,576	195,576	—
(2) 未払費用	1,337,896	1,337,896	—
(3) 未払法人税等	118,074	118,074	—
(4) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000	353,727	3,727
負 債 計	2,001,547	2,005,274	3,727
デリバティブ取引	16	16	—

当事業年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	4,284,609	4,284,609	—
(2) 未収委託者報酬	433,719	433,719	—
(3) 未収運用受託報酬	880,331	880,331	—
(4) 未収投資助言報酬	1,259,718	1,259,718	—
(5) 未収収益	39,148	39,148	—
(6) 立替金	105	105	—
資 产 計	6,897,632	6,897,632	—
(1) 未払金	431,449	431,449	—
(2) 未払費用	1,426,384	1,426,384	—
(3) 未払法人税等	82,952	82,952	—
(4) 関係会社長期借入金	40,009	40,600	590
負 債 計	1,980,796	1,981,386	590

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ② 一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 ③ デリバティブ取引はデリバティブ取引に関する注記をご参照ください。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
金銭債権						
現金預金	4,284,609	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	433,719	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	880,331	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	1,259,718	-	-	-	-	-
未収収益	39,148	-	-	-	-	-
立替金	105	-	-	-	-	-
金銭債権合計	6,897,632	-	-	-	-	-
金銭債務						
未払金	431,449	-	-	-	-	-
未払費用	1,426,384	-	-	-	-	-
未払法人税等	82,952	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	40,009	-	-	-	-
金銭債務合計	1,940,786	40,009	-	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第 26 期
2019年12月31日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンスワップ	37,233	16	16
合計		37,233	16	16

(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

第 27 期
2020年12月31日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第 26 期
自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	228	千円
為替の影響等	2	
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>229</u>	

(2) 退職給付費用

該当事項はありません。

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

第 27 期
自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職年金制度を採用しています。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	229	千円
退職給付費用	1	
為替の影響等	0	
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>231</u>	

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用です。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る当年度の拠出金はありません。

(親会社株式報酬関係)

第 26 期
自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
一般管理費の人事費 616千円

2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況
引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通りです。

(①) 親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 8名
株式の種類及び付与数（株）	親会社株式 2,033株	親会社株式 978株	親会社株式 2,461株
付与日	2016年1月20日	2017年1月18日	2018年1月19日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2021年1月27日に100%
対象勤務期間	2016年1月20日から各権利確定日まで	2017年1月18日から各権利確定日まで	2018年1月18日から各権利確定日まで
交付日	2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	2021年1月27日までに100%
付与日における公正な評価単価（USドル）	25.1867	42.6390	56.8372

(②) 親会社株式報酬の規模及び変動状況

付与される親会社株式報酬の数

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
権利確定前			
期首 (株)	669	425	75
増加 (株)	-	-	-
失効 (株)	-	-	-
権利確定 (株)	669	233	66
従業員の雇用会社の変更に伴う変動 (株)	-	-	-
未確定残 (株)	-	192	9
権利確定後			
期首 (株)	-	-	-
増加 (株)	-	-	-
権利確定 (株)	669	233	66
失効 (株)	-	-	-
交付 (株)	669	233	66
未交付残 (株)	-	-	-

単価情報

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
本事業年度末 (USドル)	51.12	51.12	51.12

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬（ストックユニット型）

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし

第 27 期
自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第 26 期 2019年12月31日	第 27 期 2020年12月31日
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 69,951千円	未払費用 61,912千円
未払事業税 23,063千円	未払事業税 17,984千円
長期前払費用 2,253千円	長期前払費用 1,996千円
退職給付引当金 70千円	退職給付引当金 70千円
繰延報酬引当金 1,612千円	繰延税金資産合計 81,963千円
親会社株式報酬引当金 368千円	
繰延税金資産合計 97,319千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.62%	法定実効税率 30.62%
(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目 8.67%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目 0.84%
その他 0.10%	その他 △0.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.39%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.30%

(セグメント情報等)

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
6,758,663	70,747	70,185	1,741	6,901,338

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。
そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	70,747
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	70,185

第 27 期
自 2020年 1月 1日
至 2020年 12月 31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している営業収益の金額が損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	54,651
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	73,709

(関連当事者情報)

第 26 期
自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社	モルガン・ スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	-	一年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	350,000
	モルガン・スタ ンレー・ホール ディングス株式 会社	東京都千 代田区	1百万円	子会社の經 営監督管理	被所有 直接100%		支払利息	3,393	未払費用	176

② 関連会社等

該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終 親会 社の 子会 社	モルガン・ スタンレー MUFG 証券株式 会社	東京都 千代田区	621億円	金融商品 取引業者	なし	事務委託 契約	人件費 (注3)	320,048	未払費用	86,925
	モルガン・ スタンレー・ グループ株式 会社	東京都 千代田区	10 百万円	モルガン・ スタンレー・ グループに おける 人事、総務 及びIT関連 サービス 並びに 不動産等の 賃貸借 管理業務	なし		事務委託費 (注2)	92,064		
	モルガン・ス タンレー・イ ンベストメン ト・マネジメ ント・リミテ ッド	英国 ロンドン	1百万ドル	金融商品取 引業	なし	当社への 社員出向 及び事務 委託契約 並びに不 動産賃貸	人件費 (注3)	1,750,411	未払費用	302,262
	モルガン・ス タンレー・ア ンド・カンパニー・ エルエルシー	米国 デラウェア州	8,199 百万ドル	金融業	なし		不動産 賃借料 (注4)	233,248		

取引条件及び取引条件の決定方法 :

- (注1) 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や
借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。
- (注2) 事務委託費については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注3) モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求額に基づいて計上してお
ります。
- (注4) 不動産賃借料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注5) 移転価格取引はグローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立
企業間価格を基礎として決定されたものです。
- (注6) 為替ヘッジについては、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーからの請求額に基づいて計上してお
ります。
なお、為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

第 27 期
自 2020年 1月 1日
至 2020年 12月 31日

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社	モルガン・ スタンレー	米国 ニューヨーク州	9,270 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	借り入れた 資金の返済	350,000	関係会社長期借入金	-
	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接100%		支払利息	3,393	未払費用	-
						連結納税 及び資金 調達	資金の借入 (注1)	40,009	関係会社長期借入金	40,009
							連結法人税 の個別 帰属額	327,337	未払費用	327,337

② 関連会社等

該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者と の関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終 親会 社の 子会 社	モルガン・ スタンレー MUFG 証券株式 会社	東京都 千代田区	621億円	金融商品 取引業	なし	事務委託 契約	人件費 (注3)	358,005	未払費用	106,020
	モルガン・ スタンレー・ グループ 株式会社	東京都 千代田区	10百万円	モルガ ン・スタ ンレー・ グループ に おける 人事、総 務及びIT 関連 サービス 並びに 不動産等 の貸貸 管理業務	なし		事務委託 費 (注2)	99,770		
	モルガン・ スタンレー・ インベストメ ント・マネジ メント・リミ テッド	英国 ロンドン	1百万ドル	金融商品 取引業	なし	当社への 社員出向 及び事務 委託契約 並びに不 動産賃貸	人件費 (注3)	1,564,561	未払費用	470,116
	モルガン・ スタンレー・ アンド・ カンパニー・ エルエルシー	米国 デラウェア 州	10,092 百万ドル	金融業	なし		不動産 賃借料 (注4)	307,352		

取引条件及び取引条件の決定方法 :

- (注1) 取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。
- (注2) 事務委託費については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注3) モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求額に基づいて計上しております。
- (注4) 不動産賃借料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注5) 移転価格取引については、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格を基礎として決定されたものです。
- (注6) 為替ヘッジについては、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーからの請求額に基づいて計上しております。
なお、為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

(1株当たり情報)

第 26 期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日		第 27 期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	
1. 1株当たり純資産額	908,438円20銭	1. 1株当たり純資産額	1,115,097円38銭
2. 1株当たり当期純利益	126,241円64銭	2. 1株当たり当期純利益	206,659円18銭
3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。		4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
当期純利益 普通株式に帰属しない金額 普通株式にかかる当期純利益 普通株式の期中平均株式数	568,339千円 - 千円 568,339千円 4,502株	当期純利益 普通株式に帰属しない金額 普通株式にかかる当期純利益 普通株式の期中平均株式数	930,379千円 - 千円 930,379千円 4,502株

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科目	第 28 期中間会計期間 2021年6月30日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
資産の部		
I 流動資産		
預金		5,862,840
前払費用		28,662
未収委託者報酬		523,197
未収運用受託報酬		588,039
未収投資助言報酬		1,594,263
未収収益		69,282
立替金		2,517
その他		1,195
流動資産計		8,669,997
II 固定資産		
有形固定資産	※ 1	3,339
投資その他の資産		77,619
長期前払費用		366
繰延税金資産		77,252
固定資産計		80,959
資産合計		8,750,956
負債の部		
I 流動負債		
預り金		301
未払金	※ 2	596,059
未払費用		1,677,000
未払法人税等		79,627
流動負債計		2,352,989
II 固定負債		
関係会社長期借入金		700,000
その他の固定負債		231
固定負債計		700,231
負債合計		3,053,221
純資産の部		
I 株主資本		
資本金		990,000
資本剰余金		765,000
資本準備金		765,000
利益剰余金		3,942,734
その他利益剰余金		3,942,734
繰越利益剰余金		3,942,734
株主資本計		5,697,734
純資産合計		5,697,734
負債・純資産合計		8,750,956

(2) 中間損益計算書

科目	第 28 期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
I 営業収益		8,009,783
委託者報酬	903,057	
運用受託報酬	4,312,359	
投資助言報酬	2,693,069	
その他営業収益	101,297	
II 営業費用	※ 1	5,671,579
III 一般管理費	※ 2	1,405,355
営業利益		932,848
IV 営業外収益	※ 3	55,179
V 営業外費用	※ 4	823
経常利益		987,204
税引前中間純利益		987,204
法人税、住民税及び事業税	304,927	
法人税等調整額	4,711	309,638
中間純利益		677,566

(3) 中間株主資本等変動計算書

第28期 中間会計期間（自2021年1月1日至2021年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	990,000	765,000	765,000	3,265,168	3,265,168	5,020,168	5,020,168
当期変動額							
中間純利益	-	-	-	677,566	677,566	677,566	677,566
当期変動額合計	-	-	-	677,566	677,566	677,566	677,566
当期末残高	990,000	765,000	765,000	3,942,734	3,942,734	5,697,734	5,697,734

注記事項

(重要な会計方針)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、当中間会計期間においては、減価償却資産は保有しておりません。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当中間会計期間においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はございません。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）を適用しております。

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断されたときに計上します。

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

第28期 中間会計期間
2021年6月30日

- ※1. 当中間会計期間において減価償却資産は保有しておらず、有形固定資産の減価償却累計額はありません。
※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

- ※1. 営業費用には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が5,471,792千円含まれております。
※2. 当中間会計期間においては減価償却資産を保有しておらず、有形固定資産の減価償却実施額はありません。
※3. 営業外収益は、主に為替差益です。
※4. 営業外費用は、主に支払利息です。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	4,502株	-株	-株	4,502株

(金融商品関係)

第28期 中間会計期間

2021年6月30日

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	5,862,840	5,862,840	-
(2) 未収委託者報酬	523,197	523,197	-
(3) 未収運用受託報酬	588,039	588,039	-
(4) 未収投資助言報酬	1,594,263	1,594,263	-
(5) 未収収益	69,282	69,282	-
(6) 立替金	2,517	2,517	-
資産計	8,640,139	8,640,139	-
(1) 未払金	596,059	596,059	-
(2) 未払費用	1,677,000	1,677,000	-
(3) 未払法人税等	79,627	79,627	-
(4) 関係会社長期借入金	700,000	699,765	△234
負債計	3,052,688	3,052,454	△234

(注) 金融商品の時価の算定方法

- ① 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(セグメント情報等)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益の金額が中間損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している営業収益の金額が中間損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	41,474
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	25,618

(1株当たり情報)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

1. 1株当たり純資産額 1,265,600 円84銭

2. 1株当たり中間純利益 150,503円46銭

なお、潜在株式調整後の1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

中間純利益 (千円)	677,566
普通株主に属しない金額 (千円)	-
普通株式にかかる中間純利益 (千円)	677,566
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,502

(重要な後発事象)

第28期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月 30日

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月16日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
公認会計士 正田 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月16日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト 一 マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
公認会計士 松 本 亮 太 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 2021年 10月 29日
作成基準日 2021年 9月 16日

本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部